

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは・・・

経営計画に基づいて実施する販路開拓等
(生産性向上)の取り組みに対し使える**補助金**です

☆計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます☆

◆補助率・補助上限

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス枠
		賃金引き上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※赤字事業者は3/4	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円

◆補助対象者

※「特別枠」の追加申請要件詳細は公募要領等で必ずご確認ください。

商工会議所管轄地域内で事業を営む小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たしたNPO法人

業種	人数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人 以下
製造業その他、サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人 以下

◆補助対象経費(一部抜粋)

① 機械装置等費	製造装置の購入等
② 広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等を構築、更新、改修するために要する経費
④ 展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤ 旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥ 開発費	新商品・システムの試作開発費等(販売商品の原材料費は対象外)
⑦ 資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4を上限とします。また、ウェブサイト関連費用のみによる申請はできません

⇒導入事例は裏面をご確認ください

持続化補助金 導入事例の紹介

【Case1. 飲食店（顧客開拓のための新商品開発の取り組み）】

コロナの影響で、深夜営業を行っているBARから業態変更し、営業時間を昼12時～夜12時に変更。新たな客層を取り込みたい。

<申請内容>

新たな客層を獲得するために、新商品を開発し、その開発費・PR費を申請

<経費項目>

- ・新商品開発のための試作品開発費
- ・近隣住民へPRするためのチラシ作成費
- ・新商品の保管用小型ショーケース購入費



<費用合計>

90万円 × 2/3補助 > 50万円 ⇒ **補助金額合計 50万円**

【Case2. 美容院（ダイレクトメール発送等で集客力UPの取り組み）】

コロナの影響により休業を余儀なくされ売上が減少。新規顧客獲得やリピート率向上のため、あらたにチラシを作成しダイレクトメールを発送したい。

<申請内容>

PRの強化をして新規顧客獲得や再訪率を向上させる

<経費項目>

- ・当店のサービス内容をPRするチラシの作成
- ・既存客等へのダイレクトメール郵送費
- ・自社ホームページの更新費（ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4が上限です。）



<費用合計>

30万円 × 2/3補助 < 50万円 ⇒ **補助金額合計 20万円**

※経費項目については、補助金対象外の場合があります。目安としてお考え下さい。

～～ 今後のスケジュール ～～

応募開始 : 3月29日(火)

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切: 5月27日(金)

第8回応募締切 : 6月 3日(金) ※当日消印有効

《お問い合わせ》 **【ご予約制】必ず事前にご連絡ください!**

東京商工会議所 目黒支部

電話: 03-3791-3351

住所: 目黒区目黒2-4-36 区民センター4階

制度概要は
コチラ↓

